

団体信用生命保険事業 中途加入のご案内

団体信用生命保険事業は、共済組合の貸付金を借り受けている組合員が万一、死亡または高度障害となつた場合、保険金により債務を相殺し、退職手当金を確保することにより本人及びその家族の生活の安定を図る保険制度です。

■募集対象者

- ◎ 加入(貸付)申込時の健康状態が、下記の告知事項に該当したため加入できなかつた方で、その後、状態が改善された方及びその他の未加入の方
- ◎ 平成20年9月末日現在の貸付(普通・修学貸付を除く。)の残高が50万円以上あり、満70歳未満の方

告知日現在、正常に就業し、かつ過去3年以内に次の病気で連続2週間以上の入院をしていないこと。

告知事項

狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・ノイローゼ・てんかん・自律神経失調症・アルコール中毒・ぜんそく・慢性気管支炎・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ボリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

一度、団信を脱退された場合の再加入はできません。

■保険金額

平成20年9月末日の貸付金残高を10万円単位に切り上げた金額です。
2年目以降も、毎年9月末日の残高を保険金額とします。

■特約保証料(保険料)

保険金額10万円につき、月額20円(年額240円)です。

※詳細については、共済事務担当課(係)又は経理課貯金貸付係までお問い合わせください。

経理課貯金貸付係 TEL 089-945-6316

初回の払込みは、加入者が指定する金融機関の口座から1年分を平成20年12月に引き落とし、2年目以降も毎年12月に引き落とされます。

(参考)9月末貸付金残高3,973,818円の場合

400万円に切上げ

400万円÷10万円×20円=800円

800円×12月=9,600円(年額保険料)

■保障開始日

平成20年12月1日からとなります。

■加入申込手続

平成20年9月12日(金)までに共済事務担当課(係)を経由して共済組合へお申込みください。

■その他

団信に加入される方は、併せて団信の付帯事業である「債務返済支援保険」についても加入できます。債務返済支援保険とは、借受人が償還期間中に病気又は傷害により休職になった場合等就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を補てんするもので、債務返済支援保険料(月額)は、平均返済月額(年間返済額÷12)1万円当たり96円です。

(参考)平均返済月額が21,742円の場合

21,742円÷10,000円×96円=209円

209円×12月=2,508円(年額保険料)

平成20年7月から 貸付利率(特例利率)が上がります

(すでに貸付を受けられている方も年2.66%に)

貸付利率(特例利率)(年)

(単位:%)

貸付の種類	現行	平成20年7月~
普通貸付	2.46	2.66
住宅貸付	2.46	2.66
特別貸付	2.46	2.66
災害貸付	2.05	2.22
在宅介護対応住宅貸付	2.20	2.40

(注)平成18年6月以後の新規貸付から、抵当権の設定を要する貸付(400万円を超える住宅貸付及び災害貸付)以外の貸付(高額医療貸付及び出産貸付を除く。)については、上記の利率に借受人の一部負担として年0.06%が加算されます。

貸付事業の貸付利率(特例利率)が、平成20年7月から引き上げられます。この貸付利率(特例利率)の引き上げについては、1月号でお知らせしましたように、預託金管理経理の余裕金を他の経理へ貸し付ける場合の利率の特例が見直されることによるもので、平成20年7月から普通貸付等の貸付利率(特例利率)が次表のように引き上げられます。

なお、すでに貸付を受け、償還中の方につきましても、平成20年1月の貸付利率(特例利率)の引き上げと同様に、前月末の貸付金残高と残存償還回数により償還額の再計算が行われ、償還額が変更されます。新利率による償還額がすでに利用者の皆様宛にお知らせいたしております。